

医療関係者の養成所において直接その用に供する固定資産に係る 固定資産税・都市計画税の非課税について（案内）

医療法第31条の公的医療機関の開設者、医療法人（政令で定めるものに限る。）、公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、健康保険組合及び健康保険組合連合会並びに国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会がその設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産に係る固定資産税・都市計画税は非課税となります。

必要書類を添付の上、資産税課へ申告してください。

1 根拠法令

地方税法第348条第2項第9号の2、第702条の2第2項

2 非課税の要件

(1) 所有者

所有者に係る要件はありません。

ただし、固定資産を有料で借り受けた者が使用する場合には、非課税にはあたりません。

(2) 使用者（次のいずれかに該当するもの。）

ア 医療法第31条の公的医療機関の開設者

イ 医療法人（医療法第42条の2第1項に規定する社会医療法人及び租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている医療法人）

ウ 公益社団法人及び公益財団法人

エ 一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に限る。）

オ 社会福祉法人、健康保険組合、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会

カ 独立行政法人労働者健康安全機構

(3) 対象資産

医療関係者^{*}の「養成所」において直接教育の用に供する固定資産

^{*} 医療関係者とは、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士及び作業療法士とする。

3 認定時期

原則として賦課期日（１月１日）現在の使用状況により判定します。

4 非課税範囲

固定資産の一部を非課税用途以外に使用している場合は、非課税となる部分を面積等により按分して判定します。

5 申告に必要な添付書類（次の書類をすべて提出してください。）

チェック	添付書類	備考
☐	固定資産税・都市計画税非課税申告書	
☐	使用者を確認できる書類	・定款 ・社団、財団の認定書の写し ・承認通知書
☐	非課税対象資産であることが確認できる書類	・認定書の写し ・各種変更届等の写し
☐	非課税部分の地積、床面積が確認できる書類	・登記簿謄本 ・地積測量図 ・建物平面図 等

※ 固定資産（土地、家屋又は償却資産）の所有者と使用者が異なる場合に必要な書類

チェック	添付書類	備考
☐	無料で貸与していることを証明する書類	・使用貸借契約書の写し 等

6 現地調査について

固定資産の利用状況を確認した上で、非課税の認定を行います。現地調査にご協力をお願いします。

7 問合せ先及び提出先

福山市役所 企画財政局 税務部 資産税課

担当	電話番号	郵便番号	所在地
土地第1担当	084-928-1024	〒720-8501	広島県福山市東桜町3番5号
土地第2担当	084-928-1026		
家屋第1担当	084-928-1023		
家屋第2担当	084-928-1025		
償却資産担当	084-928-1022		